

平成16年度 情報公開・個人情報保護制度の運用状況

平成16年度情報公開制度の運用状況

市政情報を利用しようとする情報公開制度。市の情報公開制度は、市が保有する情報の公開を求める権利を市民の方はもちろん、広く市民以外の方にも保障するものです。一方、市民は情報を公開する義務を負うこととなります。公開原則ですが、個人の私生活に関する情報、法人の利益に関する情報、公開すると公正または適正な市政運営に支障をきたすおそれのある情報など、公開できないものもあります。この制度により、より開かれた民主的な市政を目指していきます。平成16年度の運用状況をお知らせします。

公開の請求と処理状況

市政情報の公開請求の内容としては、市長部局では約約書、懲戒処分に係る公文書など、教育委員会では教育ネットワーク、関連資料などがありました。実施機関別情報公開請求件数と処理状況は別表、非公開理由の内訳は別表のとおり。

平成16年度個人情報保護制度の運用状況

プライバシーを守ります個人情報保護制度

市の個人情報保護制度は、市が保有する個人情報の適正な管理やルールを定めたものです。平成16年度の運用状況を公表します。

個人情報の届出

市が申請書や届出書などで個人情報保護委員会に報告することや義務づけられています。届出の内訳は、別表のとおりです。

目的外利用と外部提供

個人情報収集したときの目的の範囲を超えて、市内で利用（目的外利用）したり、市以外のものに提供（外部提供）したりすることは禁止されています。

区分	請求	公開	一部公開	非公開	不存在	取下	申立て	不服
市長	114	88	17	1	4	4	0	0
教育委員会	65	32	14	1	16	2	0	0
選挙管理委員会	6	4	2	0	0	0	0	0
監査委員会	1	0	0	0	1	0	0	0
公平委員会	1	0	0	0	1	0	0	0
農業委員会	1	0	0	0	1	0	0	0
監査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
議会	5	4	0	0	1	0	0	0
合計	193	128	33	2	24	6	0	0

法令に定めのあるもの	個人に関する情報で、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められるもの	法人の競争上または事業活動上の地位その他正当な利益を著しく害すると認められるもの	事務事業の公正または適正な執行が著しく支障がある情報	公共の安全と秩序の維持に著しく支障のおそれのあるもの	国などとの協力関係が著しく損なわれるおそれのあるもの	合計
1	18	1	10	9	1	40

市民	市内法人・団体	市外在住者	市外法人・団体	合計
68	2	4	11	85

実施機関	項目別届け出件数	届け出の主な内容
市長	新規1件	自転車安全運転証台帳
市長	変更1件	消費者相談カードを電算記録システムへ記録するための記録媒体の変更
市長	廃止0件	

業務名	主な記録項目
住民記録	住所、氏名、生年月日
印鑑登録	印影、登録番号
戸籍および戸籍の附票	氏名、本籍、生年月日
軽自動車税	定置場、標識番号
個人住民税	総所得、年税額
固定資産税(土地・家屋)都市計画税	評価額、所在地番
収納管理	年税額、収入金額
口座振替	口座番号、通知書番号
老人医療	保険種別、被保険者氏名
生活保護	世帯員氏名、生活扶助金額
児童手当	申請日、支払額
国民年金	資格種別区分、収納保険料額
国民健康保険	被保険者記号番号、決定税額
水道	使用水量、水道料金
図書館	氏名、登録番号
選挙	氏名、投票区
介護保険	氏名、資格取得
創いっ登録	登録年度、創いっ氏名、大名
健康	氏名、受診年月日
就学援助	児童・生徒氏名、在籍学校
職員情報	職員氏名、所属
ファミリー・サポート	会員氏名、会員種別
母子・女性福祉資金	貸付区分、氏名、貸付金額
障がい者福祉	氏名、障がい名、手帳管理
小学校児童・中学校生徒管理	児童・生徒氏名、住所
雨水浸透ます	設置住所、所有者名
個人債権者登録	氏名、金融機関名
延長保育等利用料	児童氏名、利用施設名称
消費者相談	相談種別、相談者氏名、相談内容

「コンピューター」による個人情報処理の状況

厳しい制限を設け、適正に管理しています。今日、市の業務の効率的な執行にコンピューターは欠かせないものとなっています。しかし、コンピューターで扱われる情報が万一漏出したり、不適切に利用されたら、市民のみなさんのプライバシーを侵害する恐れがあります。

厳しい制限を設け、適正に管理しています

個人情報保護委員会が、市民の立場から個人情報保護制度の十分な監視が果たせるよう、個人情報の処理に関する重要事項を審議します。委員は一般市民5人、学識経験者5人、市議会議員5人の計15人で構成されています。平成16年度は3回開催され、主な審議内容は、戸籍事務システムに関する業務の委託に係る附則についてなどでした。

個人情報保護委員会の審議内容

個人情報保護委員会は、市民の立場から個人情報保護制度の十分な監視が果たせるよう、個人情報の処理に関する重要事項を審議します。委員は一般市民5人、学識経験者5人、市議会議員5人の計15人で構成されています。平成16年度は3回開催され、主な審議内容は、戸籍事務システムに関する業務の委託に係る附則についてなどでした。

個人情報保護制度の運用状況

個人情報保護制度は、市が保有する個人情報の適正な管理やルールを定めたものです。平成16年度の運用状況を公表します。

個人情報の届出

市が申請書や届出書などで個人情報保護委員会に報告することや義務づけられています。届出の内訳は、別表のとおりです。

目的外利用と外部提供

個人情報収集したときの目的の範囲を超えて、市内で利用（目的外利用）したり、市以外のものに提供（外部提供）したりすることは禁止されています。

公開の請求と処理状況

市政情報の公開請求の内容としては、市長部局では約約書、懲戒処分に係る公文書など、教育委員会では教育ネットワーク、関連資料などがありました。実施機関別情報公開請求件数と処理状況は別表、非公開理由の内訳は別表のとおり。

プライバシーを守ります個人情報保護制度

市の個人情報保護制度は、市が保有する個人情報の適正な管理やルールを定めたものです。平成16年度の運用状況を公表します。

個人情報の届出

市が申請書や届出書などで個人情報保護委員会に報告することや義務づけられています。届出の内訳は、別表のとおりです。

目的外利用と外部提供

個人情報収集したときの目的の範囲を超えて、市内で利用（目的外利用）したり、市以外のものに提供（外部提供）したりすることは禁止されています。

公開の請求と処理状況

市政情報の公開請求の内容としては、市長部局では約約書、懲戒処分に係る公文書など、教育委員会では教育ネットワーク、関連資料などがありました。実施機関別情報公開請求件数と処理状況は別表、非公開理由の内訳は別表のとおり。

プライバシーを守ります個人情報保護制度

市の個人情報保護制度は、市が保有する個人情報の適正な管理やルールを定めたものです。平成16年度の運用状況を公表します。

個人情報の届出

市が申請書や届出書などで個人情報保護委員会に報告することや義務づけられています。届出の内訳は、別表のとおりです。

目的外利用と外部提供

個人情報収集したときの目的の範囲を超えて、市内で利用（目的外利用）したり、市以外のものに提供（外部提供）したりすることは禁止されています。

公開の請求と処理状況

市政情報の公開請求の内容としては、市長部局では約約書、懲戒処分に係る公文書など、教育委員会では教育ネットワーク、関連資料などがありました。実施機関別情報公開請求件数と処理状況は別表、非公開理由の内訳は別表のとおり。

プライバシーを守ります個人情報保護制度

市の個人情報保護制度は、市が保有する個人情報の適正な管理やルールを定めたものです。平成16年度の運用状況を公表します。

個人情報の届出

市が申請書や届出書などで個人情報保護委員会に報告することや義務づけられています。届出の内訳は、別表のとおりです。

目的外利用と外部提供

個人情報収集したときの目的の範囲を超えて、市内で利用（目的外利用）したり、市以外のものに提供（外部提供）したりすることは禁止されています。

公開の請求と処理状況

市政情報の公開請求の内容としては、市長部局では約約書、懲戒処分に係る公文書など、教育委員会では教育ネットワーク、関連資料などがありました。実施機関別情報公開請求件数と処理状況は別表、非公開理由の内訳は別表のとおり。

プライバシーを守ります個人情報保護制度

市の個人情報保護制度は、市が保有する個人情報の適正な管理やルールを定めたものです。平成16年度の運用状況を公表します。

個人情報の届出

市が申請書や届出書などで個人情報保護委員会に報告することや義務づけられています。届出の内訳は、別表のとおりです。

目的外利用と外部提供

個人情報収集したときの目的の範囲を超えて、市内で利用（目的外利用）したり、市以外のものに提供（外部提供）したりすることは禁止されています。

情報公開制度

市が持っている情報は、市民のみならずの共有の財産です。情報公開制度というのは、だれでもが、市が持っている情報を見たいときに、いつでも、公開の請求をすることができる権利を保障したものです。

公開を請求できる人

だれでもが、市政情報の公開を請求できます。公開を実施する機関

市長部局、教育委員会、市議会など市のすべての機関において、公開を実施します。

公開を請求できる情報

市政情報は、作成したり、受け取ったりしたときから、公開の対象となります。

公開できない情報

法令で明らかに公開できないとされているもの、個人のプライバシーに関するもの、企業や個人の事業活動に関するもの、市政を進めていくうえで、公正・適正な運営が著しく妨げられるもの

救済の制度

請求した情報が公開できないと決定されたときに、その決定に不服がある人は、不服申立てができます。不服の申立てがあると、情報公開審査会が、その決定が適当かどうか審査して答えを出します。その答えを尊重して、実施機関がもう一度不服の申立てに対する裁決または決定をします。

個人情報保護制度

個人のプライバシーを守るには、その本人に関する情報の流れをコントロールする権利を保障することが大切です。

個人情報保護制度というのは、市が持っている個人の情報をその本人が見たり、誤りを訂正できたりする権利を保障したものです。

開示等の請求

自分の情報は、見て知ることができます（開示請求）

自分の情報に、誤りがあれば、訂正を求めることができます（訂正請求）

自分の情報が、間違っって集められたりしたら、削除を求められます（削除請求）

自分の情報が間違っって使われたりしたら、使用の中止を求められます（中止請求）

情報公開総合窓口

市役所本庁舎2階にある「情報公開総合窓口」では、市政情報の公開請求や個人情報の開示請求などの受付、制度の案内を行っています。

市政資料室

市で作成した刊行物を中心に、都や他の自治体の刊行物、官報、白書などを備えています。また、複写機も設置（1面10円）しています。

市の刊行物を販売しています

市で作成した刊行物を広く提供できるよう、有償での頒布を行っています。

⇒情報公開総合窓口 ☎内線2214

⇒市民課届出・証明係 ☎内線223

月	更新処理件数	一日当たり件数
H16年 4月	6,881件	328件/日
5月	3,791件	211件/日
6月	3,962件	180件/日
7月	3,737件	178件/日
8月	4,083件	186件/日
9月	3,776件	189件/日
10月	3,340件	167件/日
11月	3,841件	192件/日
12月	3,825件	201件/日
H17年 1月	3,095件	163件/日
2月	3,567件	188件/日
3月	8,949件	407件/日
合計	52,847件	217件/日

年度	住民基本台帳カード発行件数	住民票の写しの広域交付件数	電子証明書発行件数
平成15年度	683件	95件	55件
平成16年度	516件	122件	70件

住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況

平成14年8月第1次サービス、平成15年8月第2次サービスを開始した住民基本台帳ネットワークシステムでは、市民のみなさんの氏名、住所、生年月日、性別、基本4情報（住民票コードと変更情報）（本人確認情報）と、マイナンバー（マイナンバー）とを専用の通信線を利用して、東京都の住民基本台帳のコンピュータに送信しています。

平成16年度中の本人確認情報の更新処理件数は、1日平均約27件程度（詳細は別表のとおり）となっています。

第2次サービスの開始により、住民基本台帳カードの交付や住民票の写しの広域交付などが受けられるようになりました。平成16年10月28日からは、公的個人認証サービスも開始され、住民基本台帳カードへの電子証明書の発行ができるようになりました。電子証明書は、専用の電子回線を使用して東京都知事が発行するものです。開始以来の住民基本台帳カード発行件数などは別表のとおりとなっています。

この間では、個人情報保護条例をはじめ、住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策基準、同システム障害対策マニュアル、同システム不正アクセス行為対応マニュアルに基づき、厳格な運用に努めており、特に障害・事故等は発生していません。

また、平成17年2月には外部からの侵入テストを実施し、特に問題等はありませんでした。

⇒市民課届出・証明係 ☎内線223